

附錄 2

「符合性評鑑制度概述」簡報資料

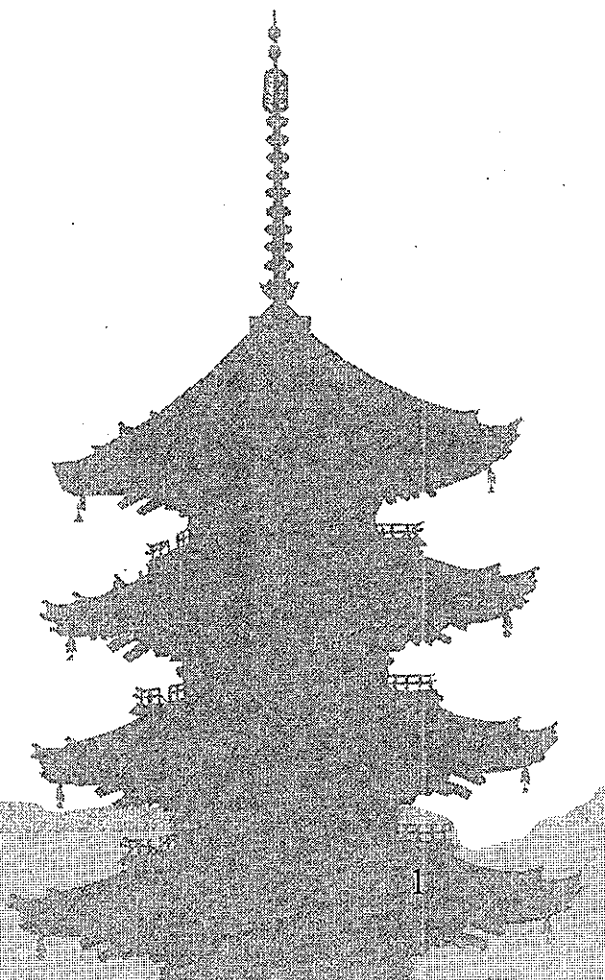
適合性評価制度について

平成20年9月

経済産業省

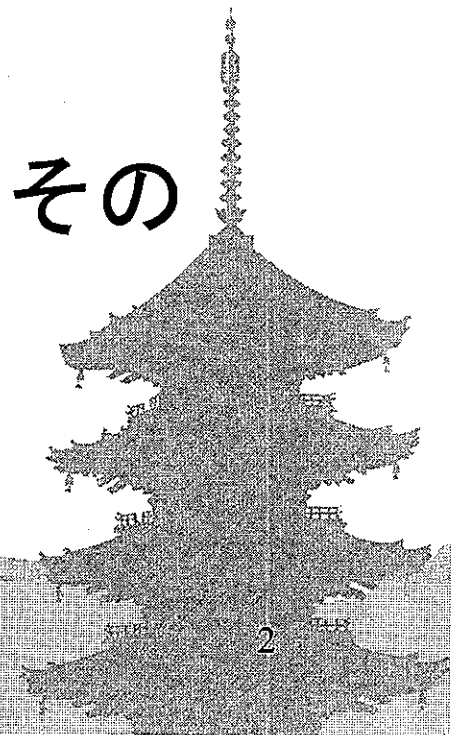
産業技術環境局 認証課

富永 和也



目次

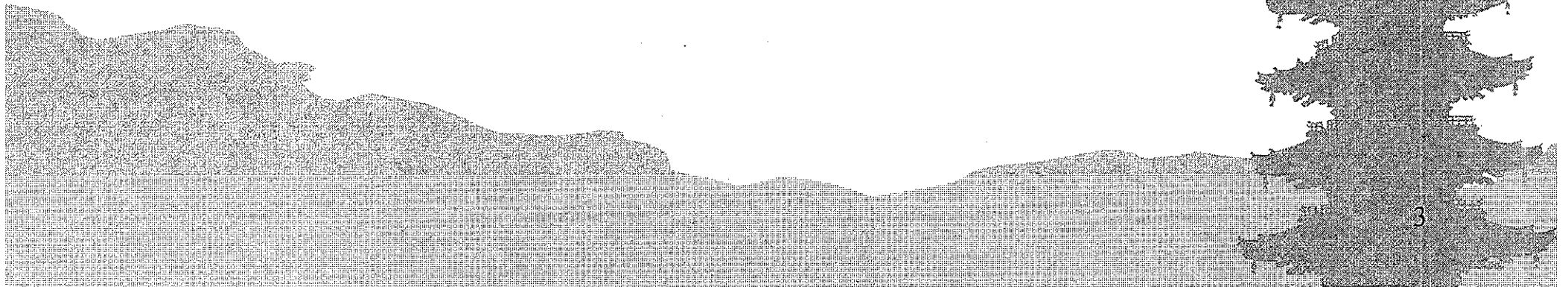
1. 適合性評価とは
2. 適合性評価の種類
3. 第三者認証の広がり
4. 相互承認
5. 工業標準化法上の適合性評価制度とその改正について
6. 最近の取組み



適合性評価とは？

製品、プロセス、システム、要員又は機関に
関して特定された要求事項が満たされている
ことの実証

(ISO/IEC 17000, JIS Q17000
適合性評価－用語及び一般原則)



適合性評価とは？

適合性評価の例

- **試験** 製品、サービスの特性を技術的手法で決定する作業
- **検査** 科学的計測に五感を含めた専門的判断を加えた評価
- **製品認証** 製品が指定された仕様に適合しているか否かを第三者が評価し、認証を付与すること
- **要員の認証** 人が特定の技能・技術に関して指定された仕様に適合しているか否かを第三者が評価し、認証を付与すること
- **審査登録** マネジメントシステムが指定された仕様に適合しているか否かを第三者が評価し、登録を付与すること
- **認定** 適合性評価を実施する機関が定められたルールに従っているか否かを確認すること
- **自己適合宣言** 製品等が指定された仕様に適合していることを自らの責任で宣言すること

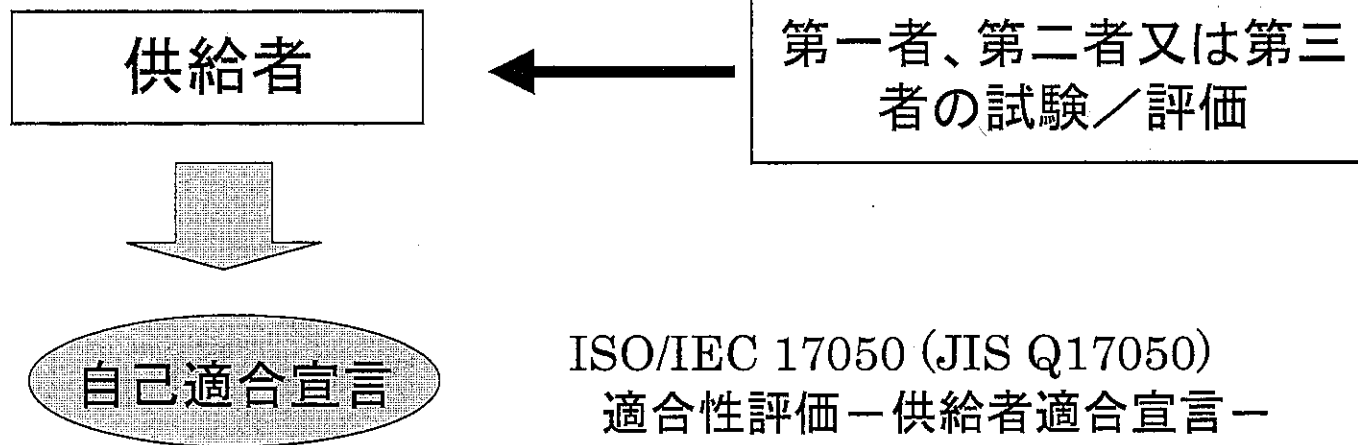
適合性評価の種類

- ・ 第一者 (first party) : 製造者、供給者 → (自己確認)
- ・ 第二者 (second party) : 使用者、購入者 →
(顧客からの審査)
- ・ 第三者 (third party) : 独立の機関・者 →
(適合性評価機関による審査)

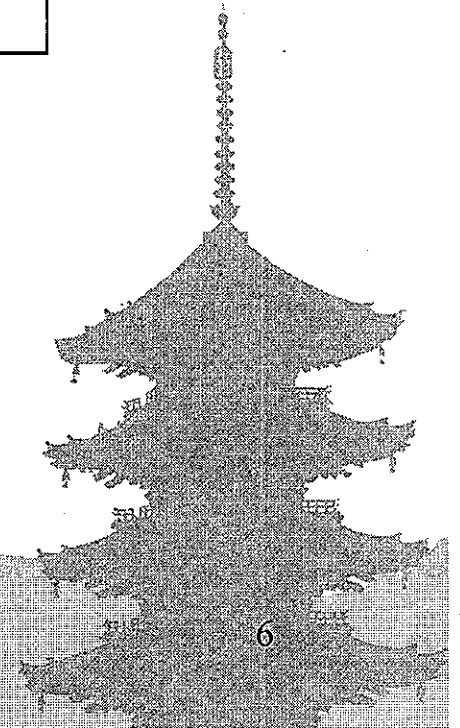
自己適合宣言をする者は、その根拠に関する説明責任を負う。コストを払ってでも説明責任を他者に負ってもらう方が得策と判断する者は、第三者認証を活用する。

(1) 自己適合宣言 SDoC : Supplier's declaration of Conformity

自己適合宣言とは、第一者、第二者又は第三者による試験／評価に基づき、供給者自らが製品、プロセス、マネジメントシステム等が規定の要求事項に適合していることを宣言すること。



ISO/IEC 17050 (JIS Q17050)
適合性評価－供給者適合宣言－



(2) 試験所認定制度

試験所認定制度とは、

ISO/IEC 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づき、特定分野の試験を適切に行う能力を有する旨認定された試験所が、当該分野の試験を行い、試験結果の証明／報告書を提供する制度。

認 定 機 関

ISO/IEC17011 (JIS Q17011)

適合性評価の認定を行う機関に対する一般要求事項

認定

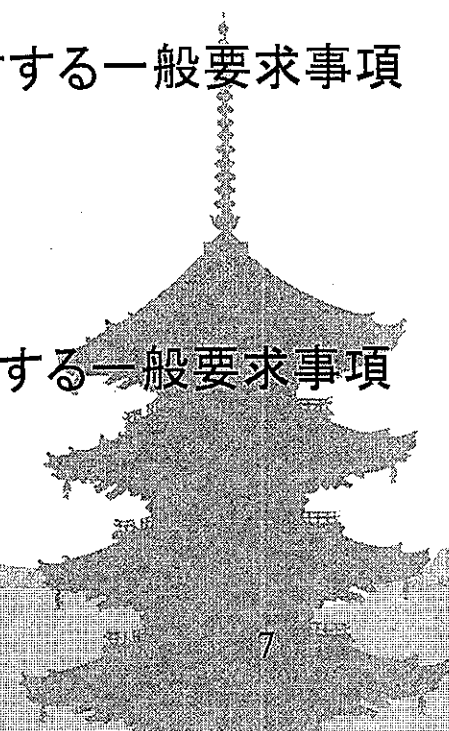


試 験 機 関

ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)

試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

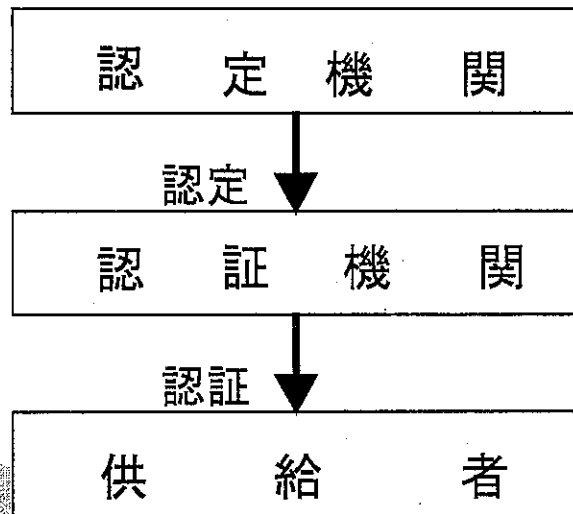
試験の実施



(3) 第三者製品認証制度

第三者製品認証制度とは、

供給者の製造する製品等が規定の規格等に合致しているか否かをISO/IECガイド65を満たす旨認定された第三者の製品認証機関が評価し、認証を付与する制度。

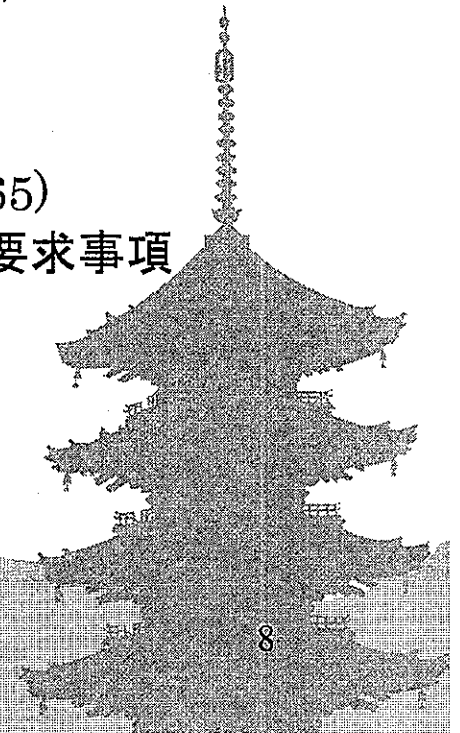


ISO/IEC 17011 (JIS Q17011)

ISO/IEC ガイド65 (JIS Q0065)

製品認証機関に対する一般要求事項

適合性マークの使用



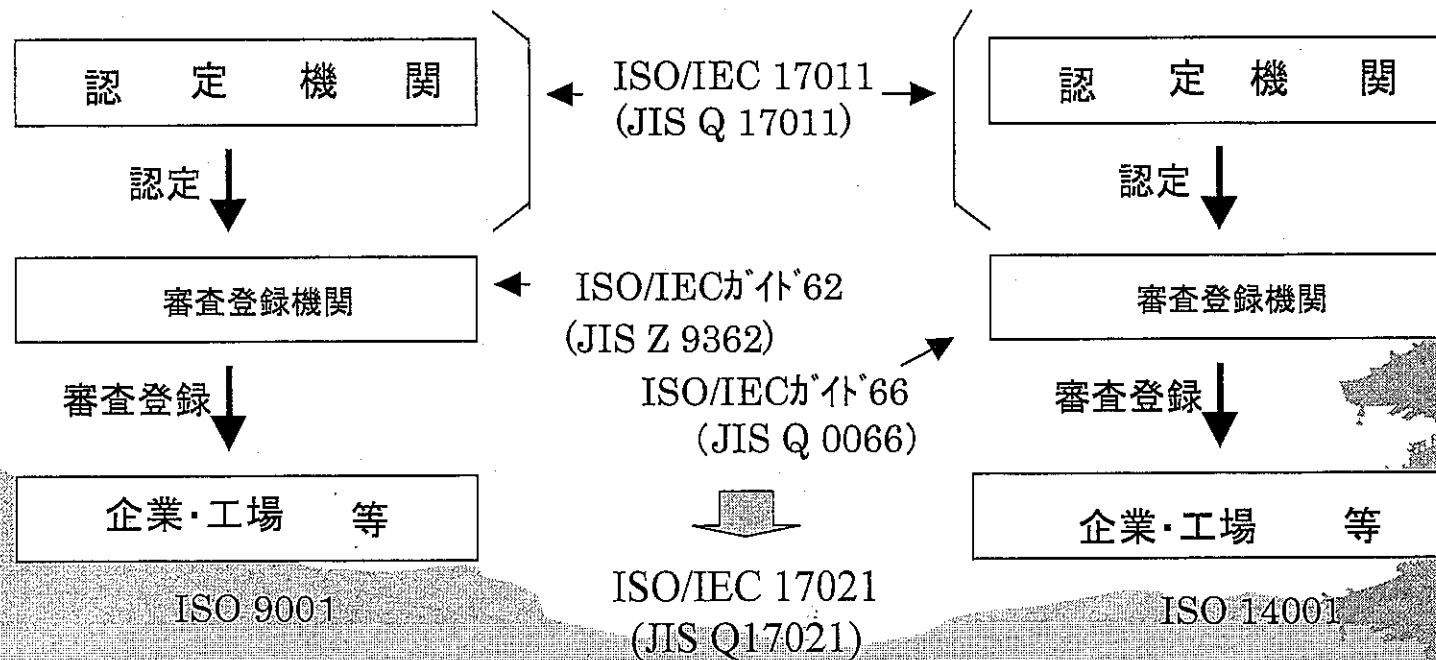
(4)品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム審査登録制度

品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム審査登録制度とは、

企業・工場等の供給者のシステムが品質システム要求事項(ISO9001)、環境マネジメントシステム要求事項(ISO14001)を満たすか否かをISO/IECの関連ガイドを満たしていることを認定された第三者の審査登録機関が審査し、要求事項に合致した企業・工場等を登録する制度。

[品質システム審査登録制度]

[環境マネジメントシステム審査登録制度]



ISO 9001

ISO/IEC 17021
(JIS Q17021)

ISO 14001

マネジメントシステムの審査及び認証を
提供する機関に対する要求事項

適合性評価機関(CAB)、認定機関(AB)及び 評価の対象

	試験・校正 (測定)	検査	認証				技能試験	標準物質	供給者の 自己宣言
			製品	QMS	EMS	要員			
認定機関 (AB)	試験所 認定機関	検査機関 認定機関	製品認証機 関認定機関	QMS 認定機関	EMS 認定機関	要員認証機 関認定機関	技能試験 供給者 認定機関	標準物質供 給者の認定 機関	----
適合性評価 機関 (CAB)	試験所・ 校正機関	検査機関	製品認証 機関	QMS 認証機関	EMS 認証機関	要員 認証機関	技能試験 供給者	標準物質供 給者	供給者 (第1者)
評価する 対象	サンプル、 製品、 校正機器	色々なモノ	製品	QMS	EMS	要員	(技能試験)	標準物質	製品又は システム

QMS: 品質マネジメントシステム

EMS: 環境マネジメントシステム

適合性評価及び国際規格

	試験・校正 (測定)	検査	認証				技能試験	標準物質	供給者の 自己宣言
			製品	QMS	EMS	要員			
認定機関 (A B)	旧 ISO/IEC Guide 58	旧 ISO/IEC TR 17010	旧 ISO/IEC Guide 61	旧 ISO/IEC Guide 61	---	---	---	---	---
	ISO/IEC 17011 (現在)						---	---	---
適合性評価 機関 (C A B)	ISO/IEC 17025	ISO/IEC 17020	ISO/IEC Guide 65	ISO/IEC Guide 62	ISO/IEC Guide 66	ISO/IEC 17024	ISO/IEC Guide 43	ISO Guide 34	ISO/IEC 17050
				ISO/IEC 17021					
評価する 対象	試験方法、 規格等	安全基準等	製品規格	ISO 9001	ISO 14001	要員資格 基準	試験規格	標準物質 仕様	製品又は システム 規格

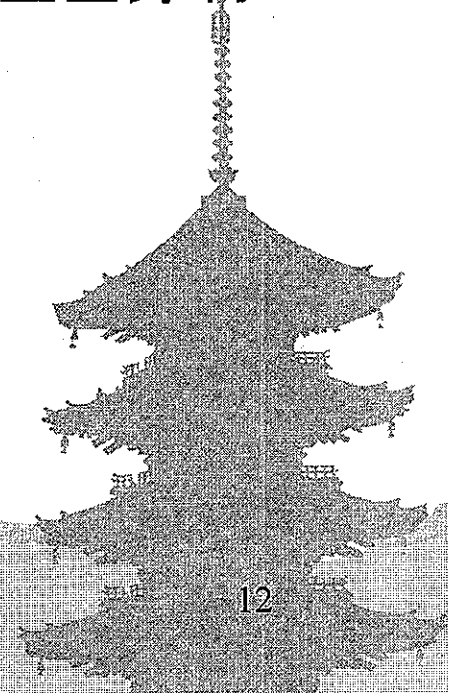
適合性評価制度の具体例

● 強制制度

- 製品の安全マーク制度
(例: 米国ULマーク、欧州CEマーキング)
- 自動車検査制度
- 計量機器校正制度

● 任意制度

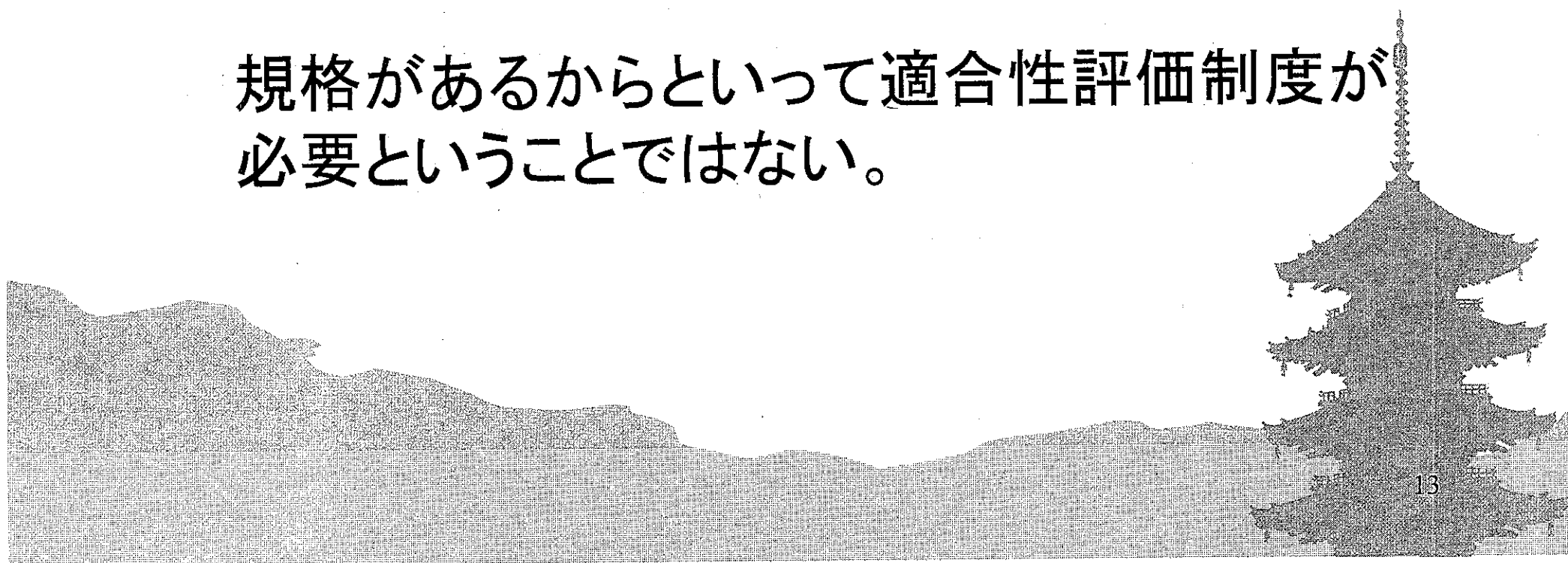
- JIS/JASマーク制度
- ISO 9001/14001 審査登録制度
- エコラベリング制度



規格がなければ適合性評価はできない。

しかし、

規格があるからといって適合性評価制度が必要ということではない。



適合性評価制度とWTO/TBT協定

TBT協定 貿易の技術的障害に関する協定

適合性評価手続は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす結果となるように立案され、制定され又は適用されることのないようにする。(TBT協定5.1.2抜粋)

加盟国は、産品が強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合において、国際標準化機関によって発表された関連する指針若しくは勧告が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を中央政府機関が適合性評価手続の基礎として用いることを確保する。(TBT協定5.4抜粋)

加盟国は、適合性評価手続を用いる自国の領域内の非政府機関が第五条及び第六条の規定を遵守することを確保するため、利用しうる妥当な措置をとる。(TBT協定8.1抜粋)

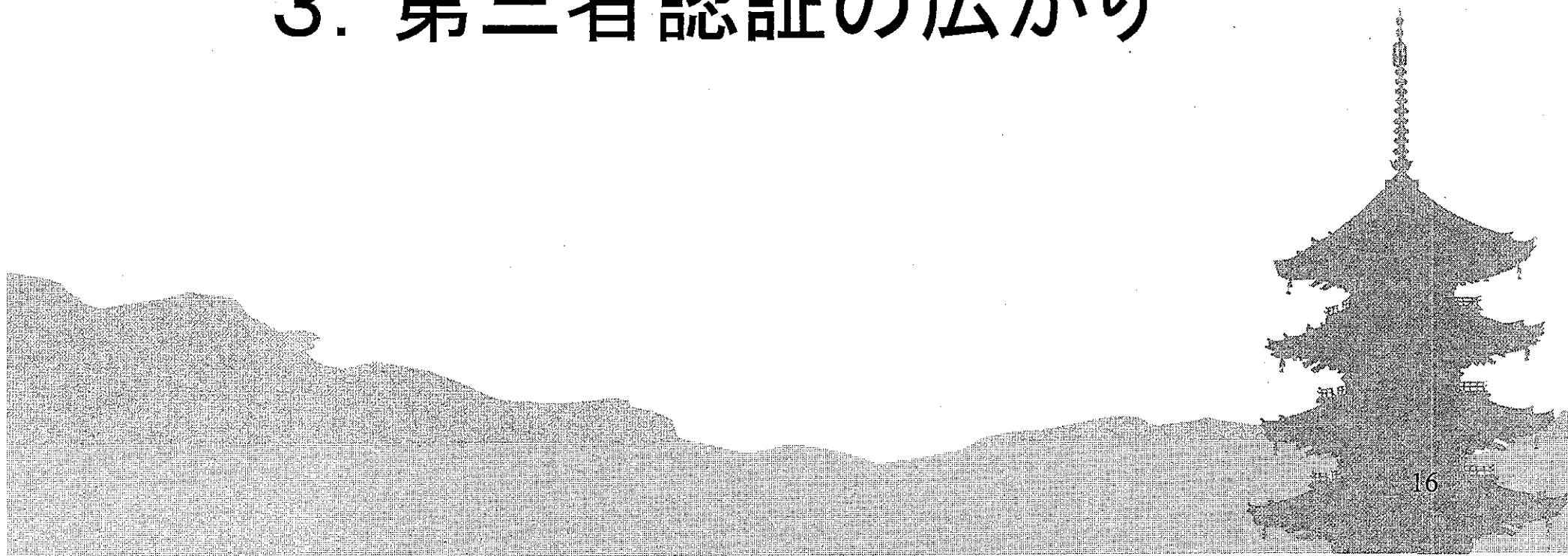
適合性評価基準の例

試験所への要求事項(ISO/IEC17025)

- 資格づけられ、経験のある要員
- 適切に校正された試験装置
- 適切な品質システム
- 適切なサンプリング方法
- 妥当性が確認された試験方法
- 国家計量標準(国際単位系SI)へのトレーサビリティ
- 正確な記録・報告のための手続き
- 業務に適した試験施設
(人、施設、設備、方法、運営体制等から見た業務の適切性)

認定制度では、認定時及び定期的に認定機関が確認

3. 第三者認証の広がり

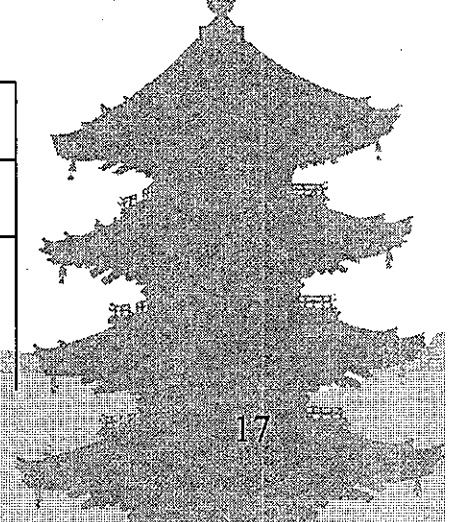


第三者認証制度の例

第三者認証制度		認証等取得件数
ISO9001	品質マネジメントシステム	42763件 (H18.3.31)
ISO14001	環境マネジメントシステム	18023件 (H18.3.31)
JCSS	計量法認定事業者制度	認定事業者数200件 (H.18.6.9)
JNLA	試験所認定制度	認定事業者数114件 (H18.6.9)
ISMS	情報セキュリティマネジメントシステム	1634件 (H18.6.2)



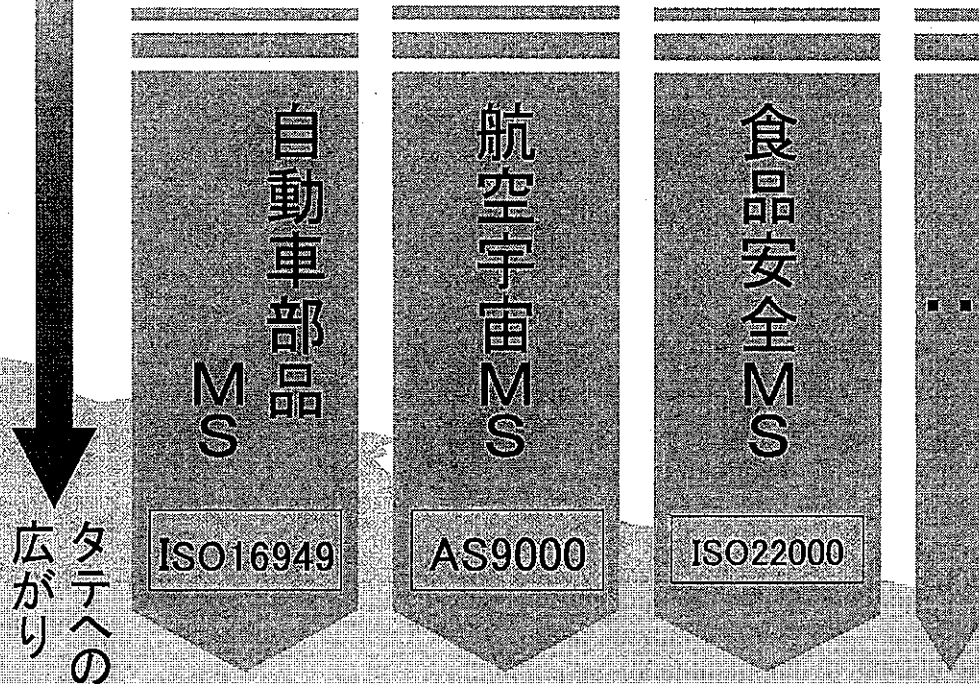
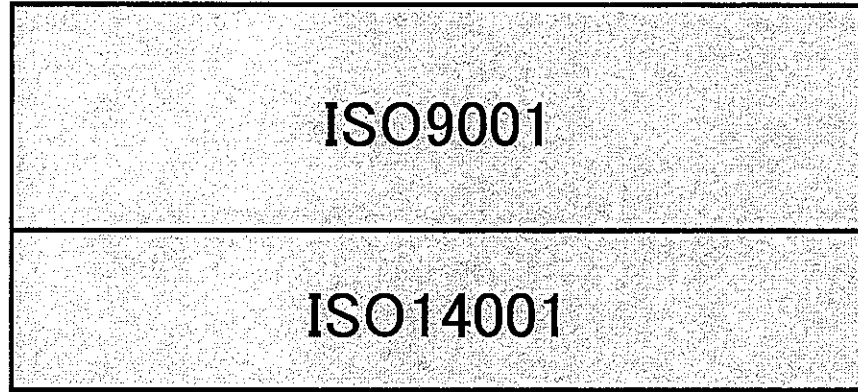
ISO22000	食品安全マネジメントシステム
ISO15189	臨床検査に特化したマネジメントシステム
⋮	⋮



マネジメントシステムの広がり

❁ MS (マネジメントシステム) ファミリー

ヨコへの
広がり

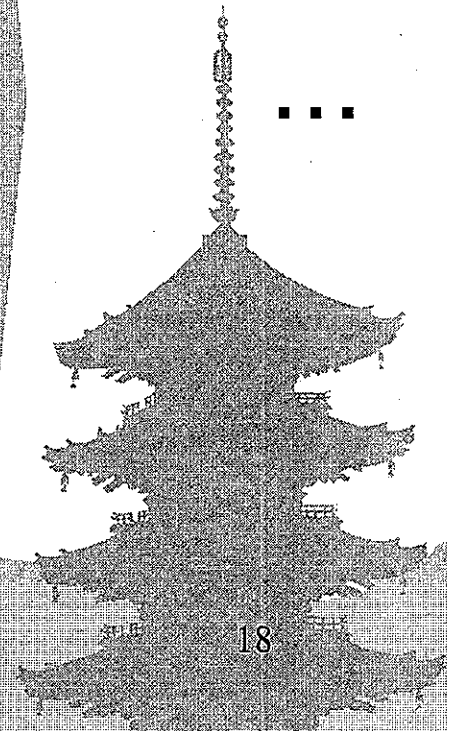


苦情処理 MS

JIS Z 9920

MS
情報セキュリティ

ISO 27001



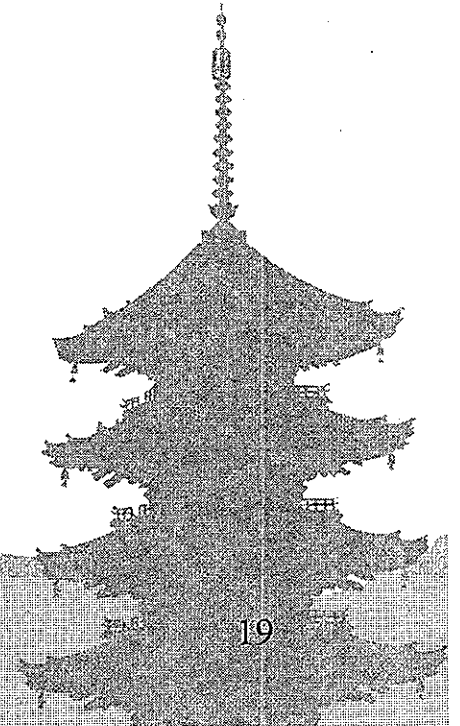
新しい分野でのマネジメントシステム

◆セクター別品質マネジメントシステム規格の制定

➡ ・自動車部品、医療用具、電気通信、航空宇宙、食品安全
といった様々な分野への応用

◆新しい分野でのマネジメントシステムの制定

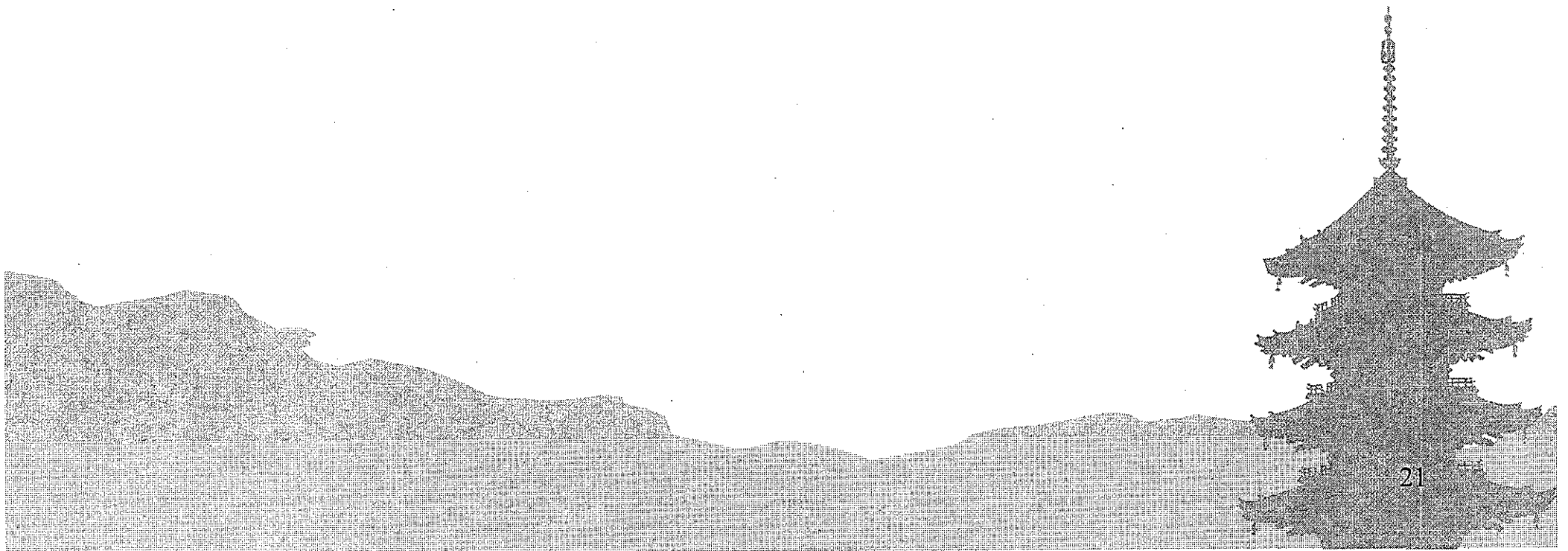
➡ ・情報セキュリティ、労働安全衛生 等々



我が国のマネジメントシステム規格認証制度

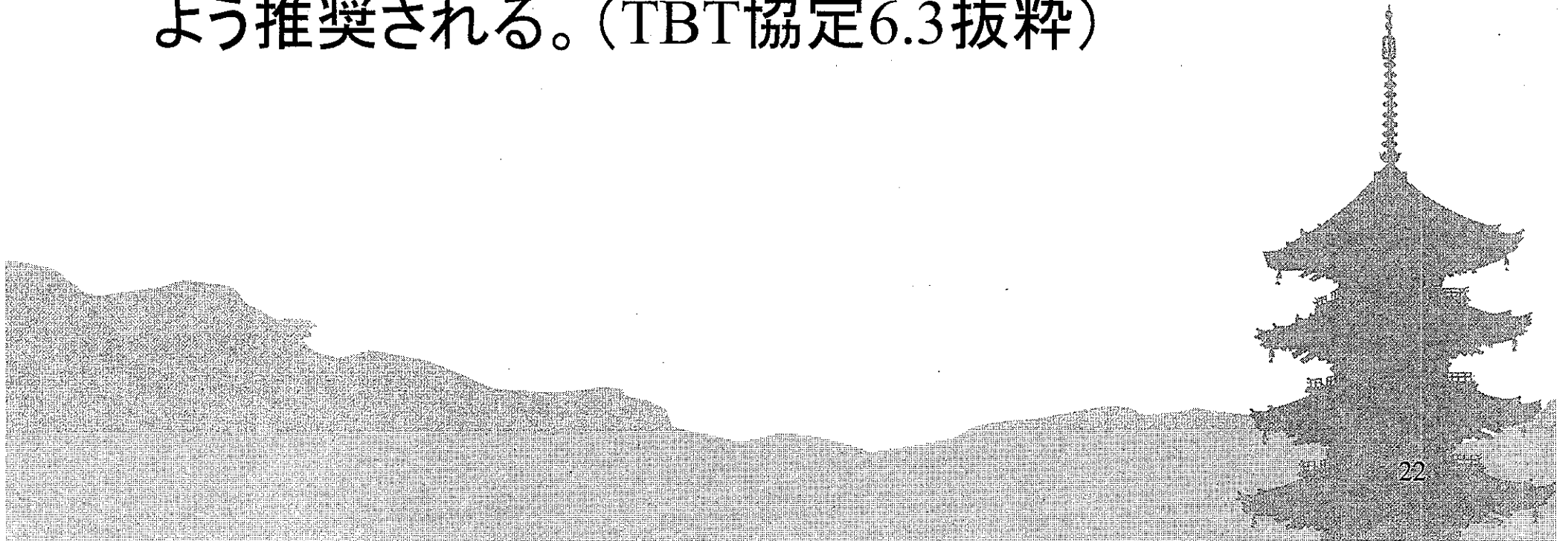
- 90年代の前半、輸出の円滑化を図るため、マネジメントシステムの認証制度の構築が求められた。
- 92年6月に日本工業標準調査会がとりまとめた「我が国の品質システム審査登録制度のあり方」に基づき、民間主体の制度としてスタート。
- 96年に環境管理システムの審査登録制度が開始されるなど、順次マネジメントシステムの種類を追加し、今日に至る。

4. 相互承認



相互承認

加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、それぞれの適合性評価手続の結果の相互承認のための合意をすることを目的として交渉するよう推奨される。(TBT協定6.3抜粋)

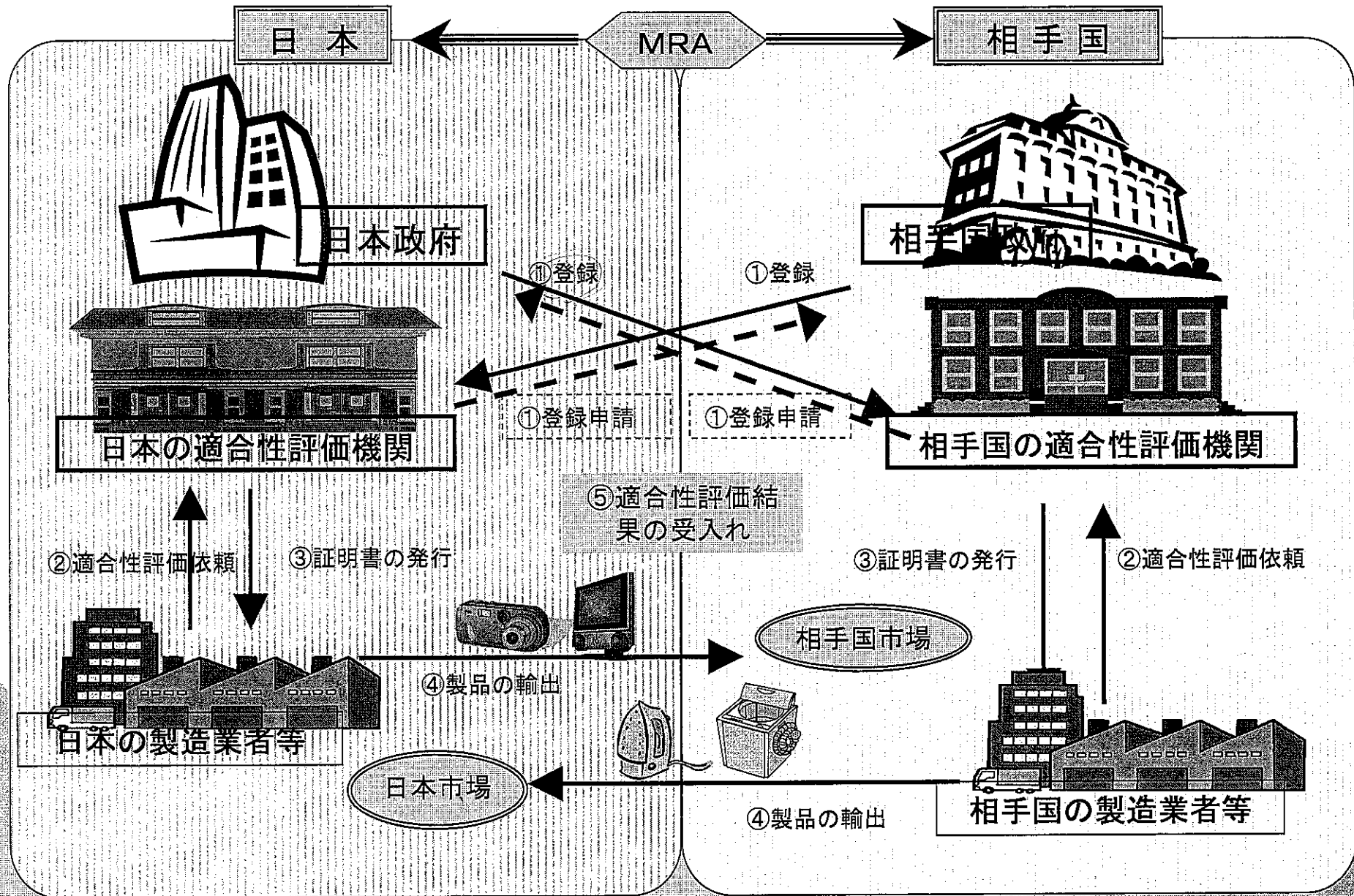


相互承認(MRA)とは?

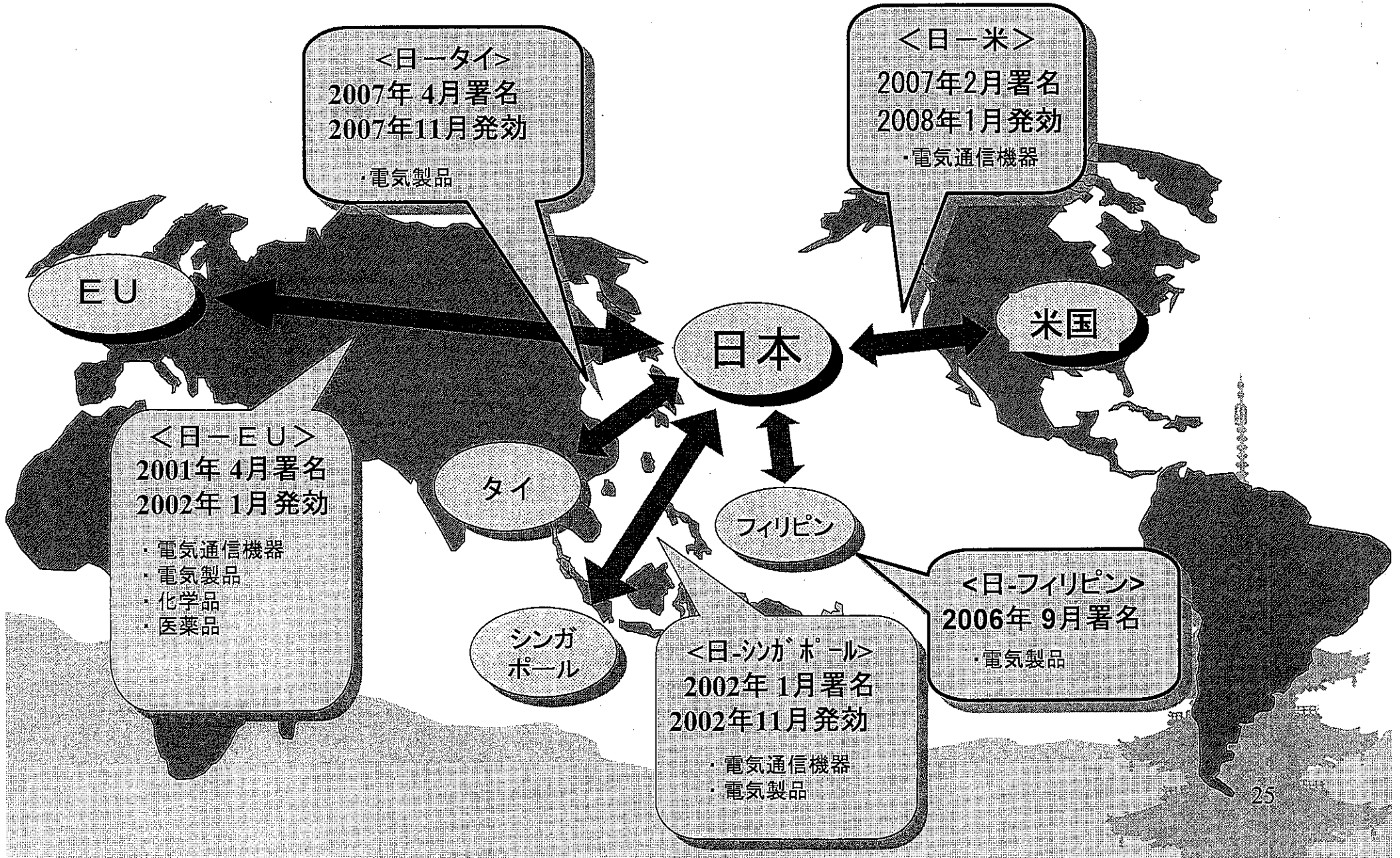
Mutual Recognition Agreement :相互承認協定

安全確保等を目的として製品等に対して設定される基準や適合性評価手続が、国の間で異なる場合であっても、輸出国側の政府が指定した第三者機関（適合性評価機関：CAB）が輸入国側の基準及び適合性評価手続に基づいて適合性評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性評価と同等の保証が得られるものとして、お互いに受け入れる協定をいう。

相互承認協定(MRA)の例

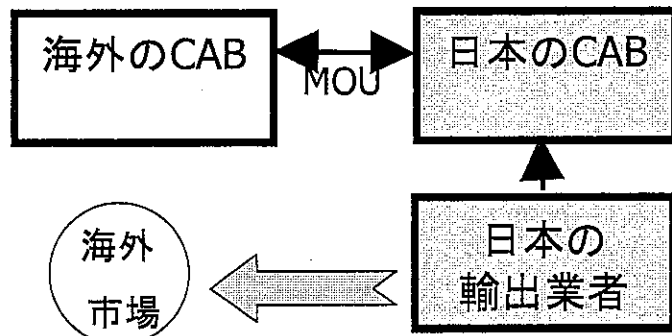


日本の相互承認

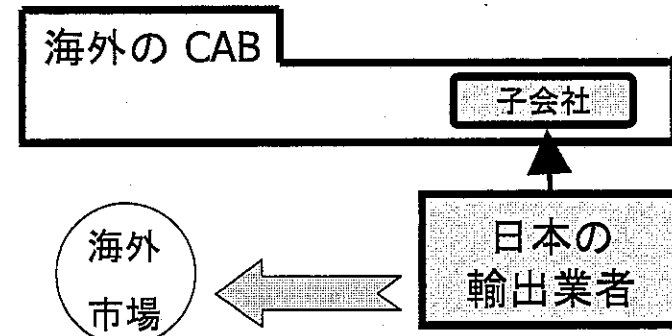


民間レベルでの適合性評価ネットワーク

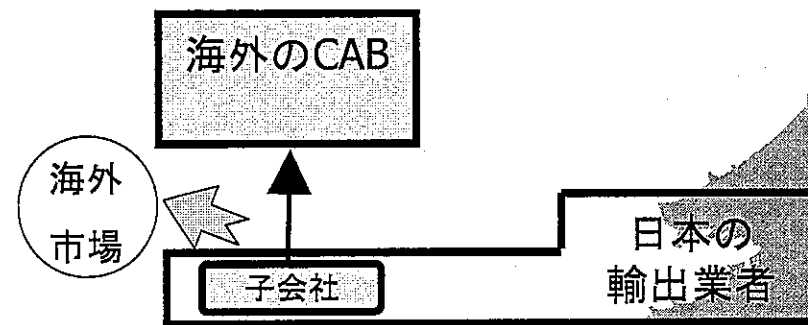
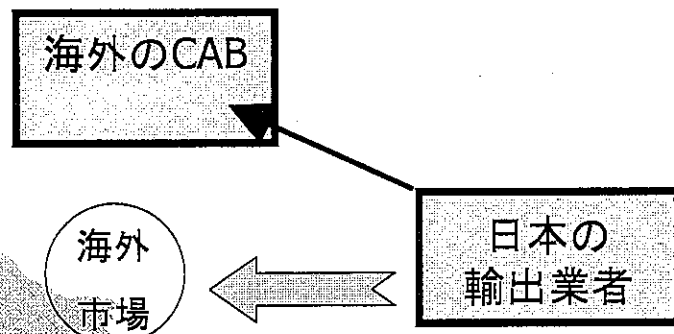
① 輸出国CABと輸入国CABとの間の下請契約の活用



② 輸入国内の輸出国CABの子会社の活用



③ 輸入国CABへの直接申請



※ CAB・・・適合性評価機関(Conformity Assessment Body)の略。認証や試験を行う機関。

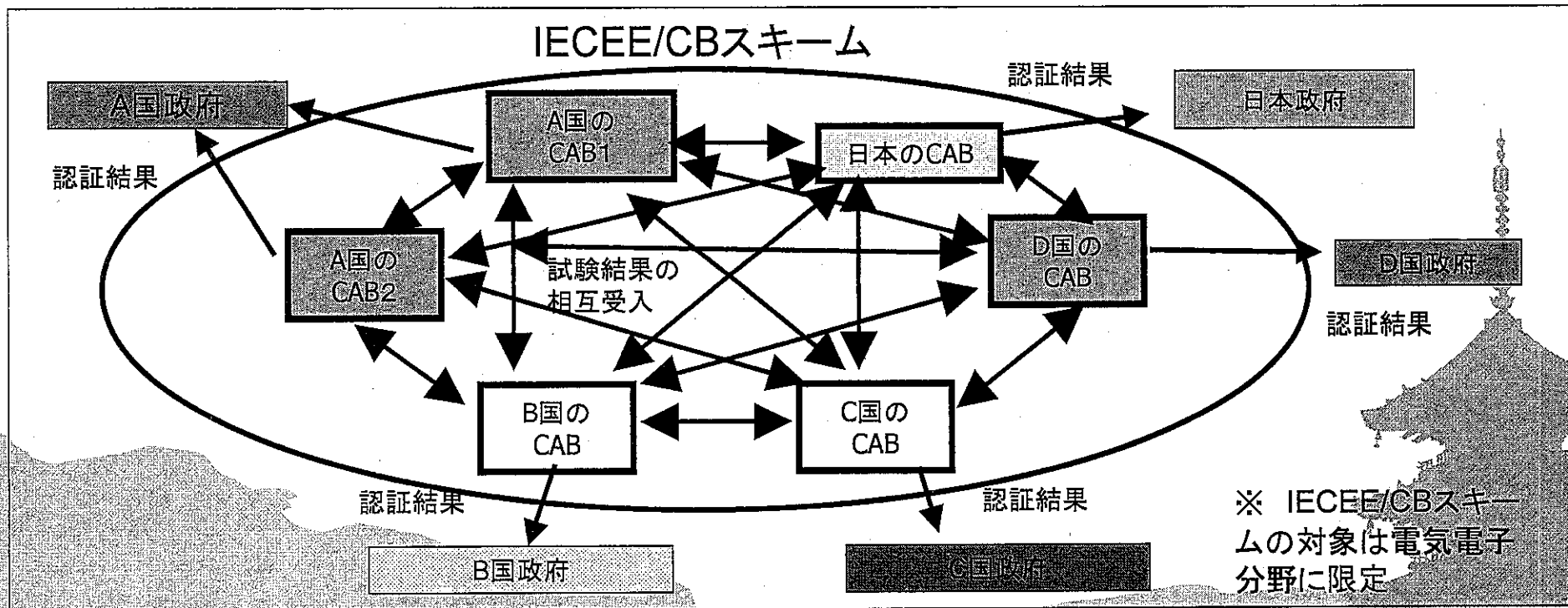
MOU・・・覚書。Memorandum Of Understanding の略。

MRAの代替スキーム

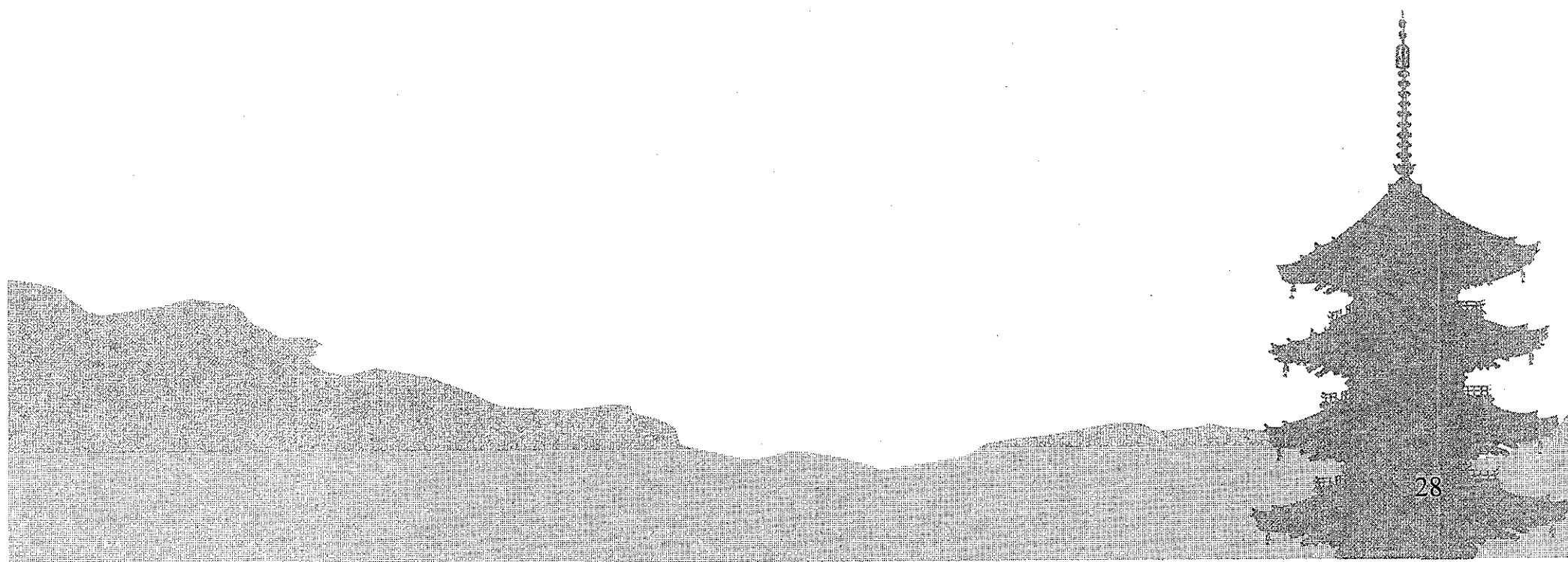
民間レベルの貿易円滑化ツールの効果的な活用

- ① 民間のビジネスネットワーク
- ② IECEE/CBスキームのような多国間相互承認メカニズム

IECが独自に運営している枠組みで、CAB同士が能力を相互にチェックすることによって、技術レベルを確認しあうもの。CBレポートを国内規制の認証結果を出すための試験レポートとして用いることができる。



5. 工業標準化法上の適合性評価制度とその改正について



JIS制度の体系

主務大臣

日本工業標準調査会 (JISC) における調査・審議

JISの制定 (約9000規格)

整合性の確保

国際規格
ISO/IEC

JISマーク対象品目

約520品目

JISマーク対象外

主務大臣による
製造業者の認定

or

指定(承認)認定
機関による製造
業者の認定

認定製造事業者によるJISマーク表示

自己確認

or

認定試験事業
者による試験

事業者による自己適合宣言

旧JISマーク制度の概要

- 国(又は指定認定機関)が、工場の品質管理体制を審査し、認定。

- ・認定工場数:

- 国内に約12,000工場、
海外に約500工場

- ・中小企業比率: 約90%

- 国が指定した商品にのみJISマークの表示が可能。

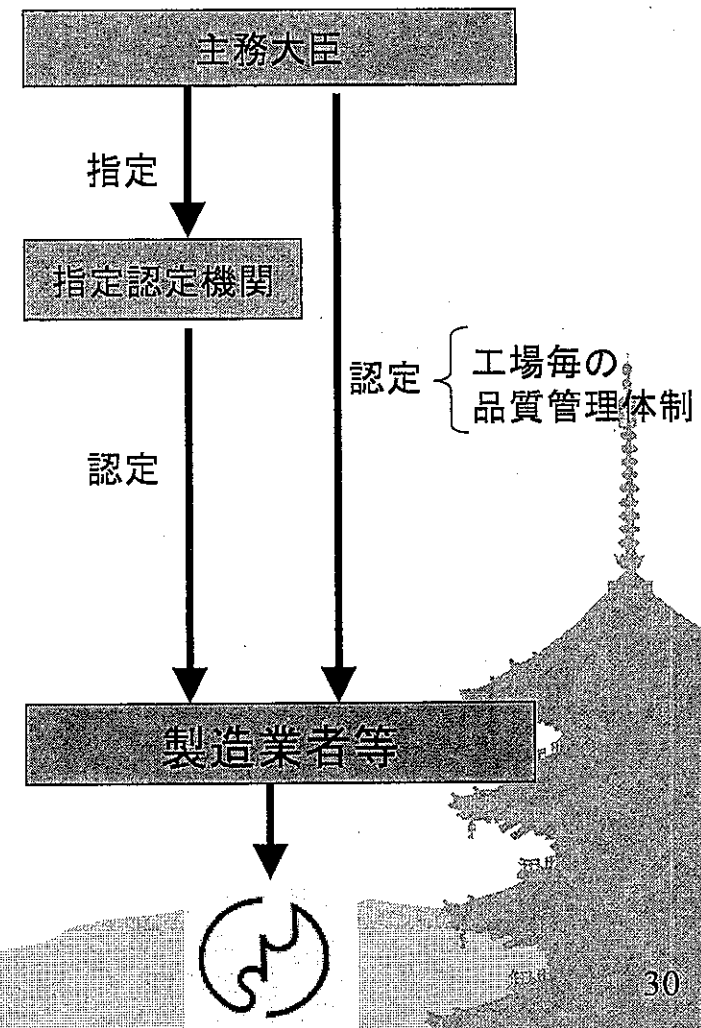
- ・指定商品: 約520品目

- 例: 生コンクリート、コンクリート二次製品、鉄鋼製品、電子レンジ、電球、乾電池、使い捨てカイロなど

- ・指定商品数の推移:

- 約1200品目(昭和59年)→約520品目(現在)

<旧JISマーク制度の仕組み>



工業標準化法の適合性評価制度の改正

- 選択肢の多様化
 - 「JIS適合表明」の方法を選択(自己適合宣言、試験証明書利用、第三者製品認証の取得)
- 「登録機関」による製品認証制度へ転換
 - 「指定商品制」を撤廃→対象JISの自由化
- 多様なニーズに対応できる認証制度への転換
 - 生産技術の進歩、製造業者・販売業者・使用者・消費者・調達主体・強制法規当局等利用者のニーズの多様化に対応
 - 国際ガイドとの整合性のとれた「第三者製品認証制度」へ
 - 「製品のJIS適合性試験」と「工場の品質管理の審査」による認証

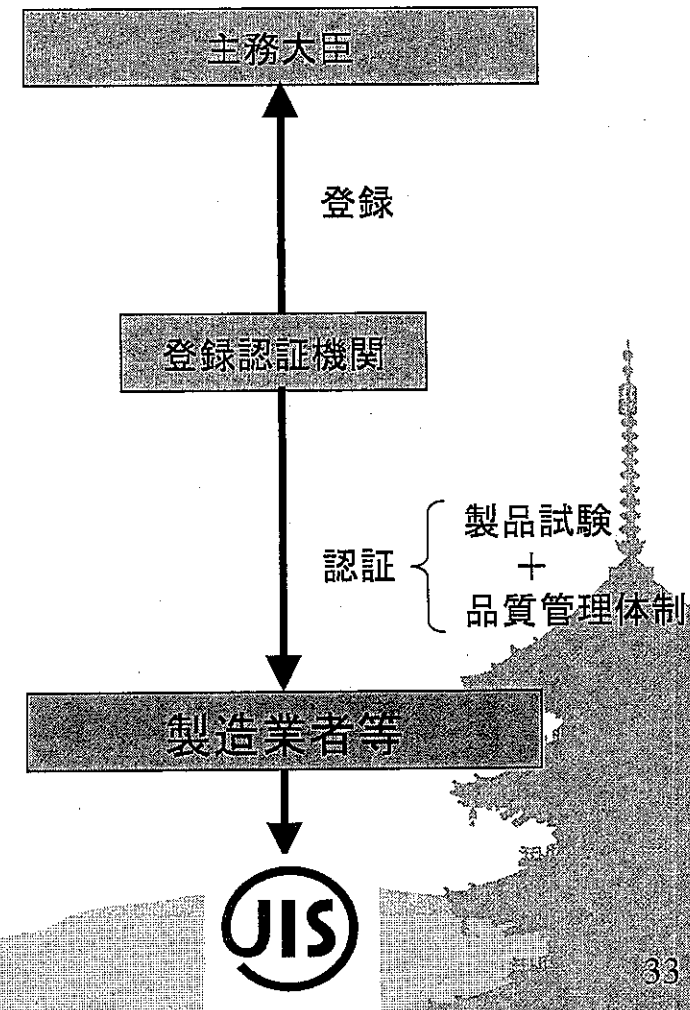
制度改正の背景

- ❁ WTO／TBT協定の発効に伴う、基準認証制度の国際統合化の要請
- ❁ 規制改革の一環として、民間活力の一層の活用
- ❁ 国がJISマーク対象製品を指定することによる制度の硬直化

新JISマーク制度の概要

- 国に登録された民間の認証機関(登録認証機関)が、工場の品質管理体制と製品試験を行い、認証する制度へと転換。
- 認証機関の審査に用いる基準は、ISO/IECの国際基準に準拠。
- 指定商品制度を廃止し、JISマーク制度の対象となる規格が大幅に拡大。
(注)認証の対象となる規格は、JIS製品規格のうち、製品に対する品質要求事項、品質確認のための試験方法、マーク表示に関する事項、の全てが完備されたもの
- JISマーク表示と自己適合宣言を選択可能

<新JISマーク制度>



新しいJISマーク制度(国の役割)

国は、

- ①国際的な基準(ISO/IECガイド65)に基づいて、認証機関の体制、技術的能力等を確認し、
- ②JISマークの認証を行う認証機関として民間機関を登録。
(現在、24機関を登録済み)
- ③その後、登録した認証機関が、継続的に能力を維持しているかを、2年毎に審査。(さらに、登録は4年毎の更新制)

新しいJISマーク制度（登録認証機関の役割）

登録認証機関は、

- ①事業者の申請を受け、（JIS製品規格のあるもので認証の用に供するJISは全て申請可）
- ②国際的な基準（ISO/IECガイド65）に基づいて、工場の品質管理体制の審査及び製品試験を行い、事業者より申請があった製品について認証。
- ③認証を行うと決定した場合、事業者と、JISマークの使用に係る契約を締結。（登録認証機関と申請者との認証契約）
- ④その後、認証した事業者に対し、定期的に検査を行い、認証した事業者の品質管理体制、製品の規格適合性を継続的に確認。（3年毎に1回以上の頻度）

新制度の施行スケジュール

- 平成16年 6月9日:改正工業標準化法の公布
- 平成17年10月1日:改正工業標準化法の施行



(現行JISマーク表示制度に係る経過措置期間)

- 平成20年9月30日:現行JISマーク表示制度に係る経過措置期間終了

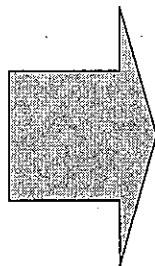
新しいJISマークについて

旧JISマーク

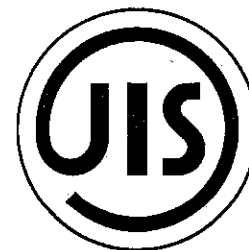
指定商品の場合



指定加工技術の場合



新JISマーク



新しいJISマークに込められた意味

- ①「J、I、S」を横に並べることにより、世界中の人に一目で分かってもらえるようにした。
- ②Industryを示す「I」の文字を中心に置くことにより、工業製品のきっちりした品質をイメージ。
- ③丸い囲みは、認証OKの意味。
- ④円形の外周は日本を象徴し、右回りに渦巻き状に旋回する形とすることにより、21世紀の日本の産業が発展していくイメージを重ねている。
- ⑤左右対称の丸い外周は、人の顔を想起させ、親しみをもちやすくした。

(参考)登録認証機関一覧

機関名	登録年月日	認証を行う区域	登録区分*
(財)日本塗料検査協会	2005.10.3	日本及び海外2ヶ国	A, K
(財)建材試験センター	2005.10.3	日本及び海外31ヶ国	A, B, G, H, K, L, R, S, Z
(財)日本建築総合試験所	2005.10.3	日本及び海外34ヶ国	A, K, R, S
(財)日本ガス機器検査協会	2006.4.11	日本及び海外6ヶ国	S
(財)電気安全環境研究所	2006.5.26	日本及び全世界	B, C, G, H, K, T
(財)日本繊維製品品質技術センター	2006.5.26	日本及び海外2ヶ国	A, B, L, S, Z
(財)日本エルピーガス機器検査協会	2006.12.5	日本	S
(財)日本文化用品安全試験所	2007.2.27	日本及び海外10ヶ国	R, S
(財)日本品質保証機構	2005.10.3	日本及び全世界	A, B, C, D, E, G, H, K, M, P, R, S, T, Z
(社)日本水道協会	2005.11.22	日本及び海外2ヶ国	B, G, H, K
(社)日本下水道協会	2005.12.26	日本	A, G, K
日本検査キューエイ(株)	2005.12.26	日本	A, E, G, H, R
(財)日本燃焼機器検査協会	2006.12.5	日本及び海外2ヶ国	S
(社)電線総合技術センター	2006.12.5	日本及び海外8ヶ国	C
✓(株)マネジメントシステム評価センター	2006.12.13	日本	A
ビューローベリタスジャパン(株)	2007.3.1	日本	B, H, K
(財)ベターリビング	2007.3.26	日本及び海外4ヶ国	A, B, C
(財)化学物質評価研究機構	2007.9.12	日本及び海外9ヶ国	A, B, D, K, R, S, T, Z
(財)日本車両検査協会	2008.3.4	日本及び海外10ヶ国	D, T
✓ムーディー・インターナショナルサーティフィケーション株式会社	2007.12.17	日本	A
(財)全国タイル検査・技術協会	2008.3.6	日本及び海外7ヶ国	A
✓韓国標準協会	2006.12.5	海外11ヶ国	A, B, G, H, K, S, Z
✓(財)韓国化学試験研究院	2007.8.15	海外9ヶ国	A, B, C, D, G, H, K, M, P, R, S, T, Z
(財)日本船用品検定協会	2005.12.26	日本及び海外10ヶ国	F

*A: 土木及び建築 B: 一般機械 C: 電子機器及び電気機械 D: 自動車 E: 鉄道 F: 船舶 G: 鉄鋼 (2008年5月31日現在)

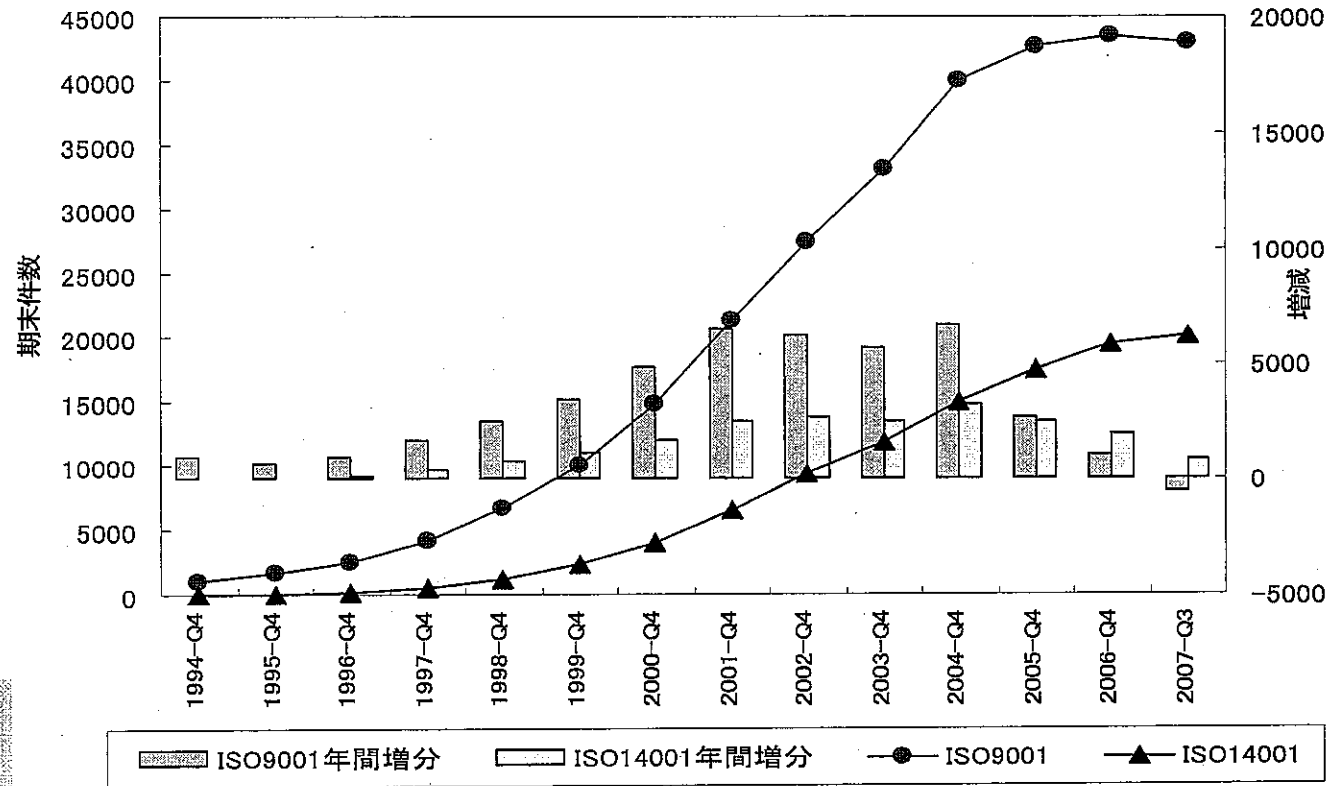
H: 非鉄金属 K: 化学 L: 繊維 M: 鉱山 P: パルプ及び紙 R: 窯業 S: 日用品 T: 医療安全用具 Z: その他

6. 最近の取組み

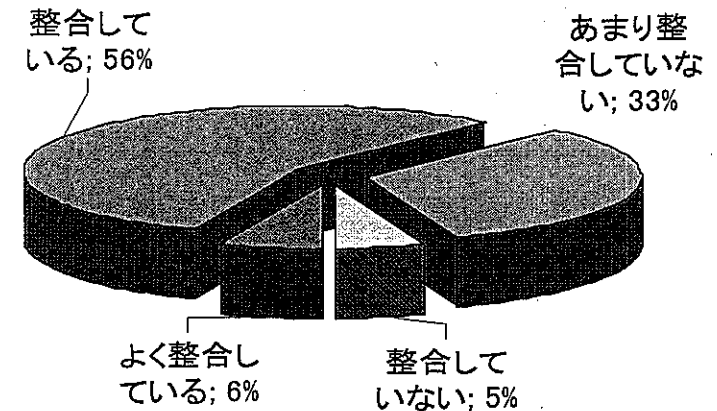
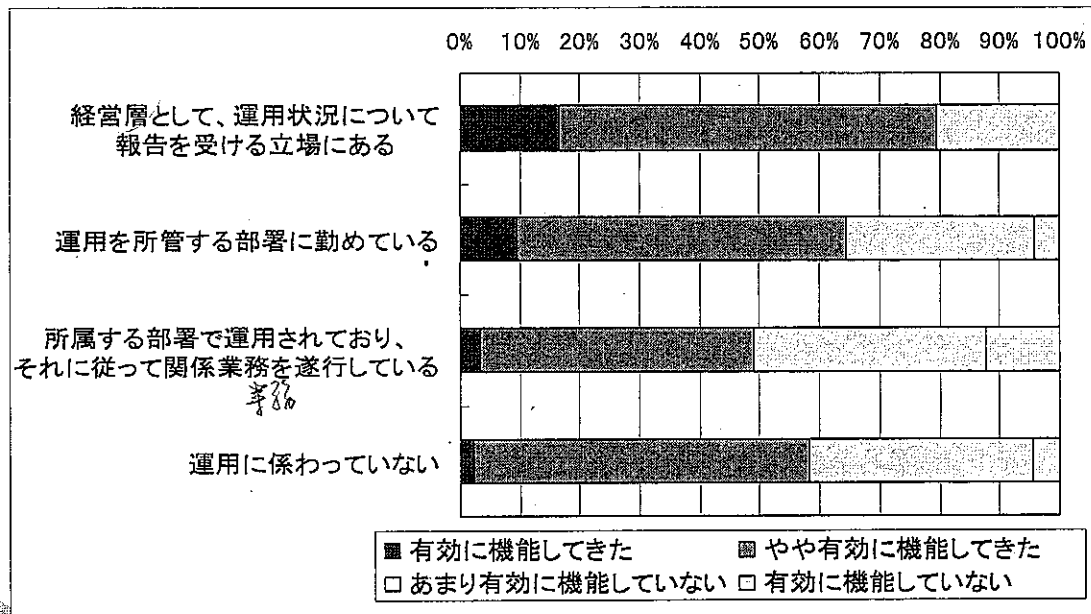


我が国のマネジメントシステム認証制度

制度スタート以降、認証件数は概ね右肩上がりで推移。



認証取得組織の内部では、マネジメントシステムが有効に機能しているとする意見が過半数である一方、有効に機能していないとする意見も無視できない割合を占めている。



認証取得組織内の各階層の認識

※MS規格が業務のパフォーマンス向上に有効に機能してきたか

認証取得組織の認識

※MS規格が企業独自のマネジメントシステムと整合しているか

MS規格と我が国の産業競争力強化に関する調査(2007年2月 経済産業省/三菱総合研究所)
 認証取得組織の従業員660名を対象としたアンケート

ISOマネジメントシステム認証制度の負のスパイラル

社会

- ・規格導入及び認証の意義が正しく理解されていない
- ・規格導入及び認証のコスト負担意識が低い
- ・安易な認証を受け入れる

認証機関

- ・安易な認証を行う機関との価格競争
- ・収益低下
- ・審査のコスト切り詰め
- ・形式的審査に走る傾向
- ・審査員の能力低下

認証制度の
信頼性低下
||
社会から評価
されない
制度

認証取得組織

- ・規格導入及び認証取得のコスト負担意識が低い
- ・安く簡単に認証を取りたい

マネジメントシステム認証制度の課題

- 多くの企業等が認証取得によって成果を上げている反面、期待される成果が伴わない企業等も少なくない。
- 社会（消費者、企業、行政）の認証制度に対する評価が低く、積極的な活用がなされていない。結果として、認証取得企業の取組意欲が高まりにくい状況。



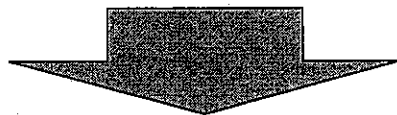
- 認証件数の増加が優先された結果、社会への情報提供等が不足し、理解を得るに至っていない。
- 認定、認証機関、認証取得組織に適切な緊張感を持たせる制度設計ができていない。等

マネジメントシステム認証制度の信頼性確保 に向けた取組み

認証に内容が十分に伴わず、認証が社会から正当な評価を得られないと、認証取得組織の意欲を高めることもできず、結果として認証制度を通じたMS規格の普及、パフォーマンスの向上(品質改善、環境負荷の低減)を難しくする。



認定機関、認証機関が一体となって、認証の信頼性確保のための取組を進める必要がある。また、認証取得組織の自覚を高めるとともに、この取組が社会に理解される必要がある。



認証制度の公益性に着目するとともに、必要とされる取組の加速化を図る観点から、認定機関、認証機関をはじめとする関係者を対象とする「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」を策定。

マネジメントシステム認証制度の信頼性確保 のためのガイドライン

【ガイドラインのポイント】

- 審査時(認証取得時)の企業の虚偽説明への対応ルールの確立(一定期間の認証禁止)
- 国際規格(ISO/IEC 17021)で要求される有効性審査(パフォーマンスを見る審査)の徹底
- 審査で確認された事項(設定された環境目標、外部とのコミュニケーションの仕組み等)の公開による、制度の付加価値や透明性の向上
- 認証制度の積極的広報

【ガイドラインの実行に向けた取組】

- ガイドラインを実際の認定・認証業務に確実に反映させるため、認定機関、認証機関等によるガイドラインの具体化・実行のための検討をすみやかに開始。
- 同時にガイドラインの国際展開(ISOやIAFへの課題提起等)を図る。

附錄 3

「日本標準化活動與日本規格協會業務」簡報資料

日本の標準化活動と (財)日本規格協会の役割

経済産業調査会研修（2008年9月17日 於：（財）経済産業調査会）資料

(財)日本規格協会 参事
穂山 貞治

図1 我が国の工業標準化事業の仕組み

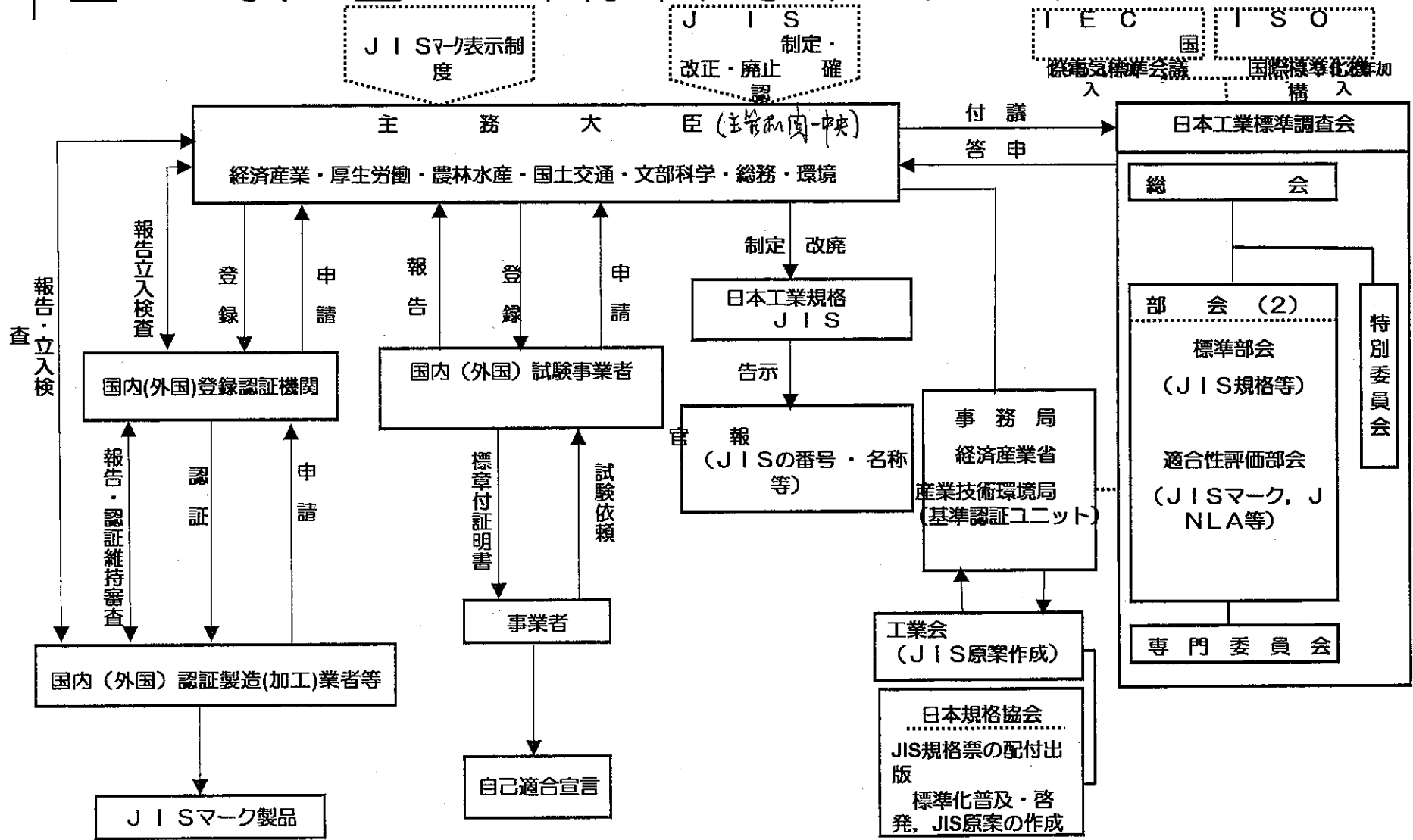
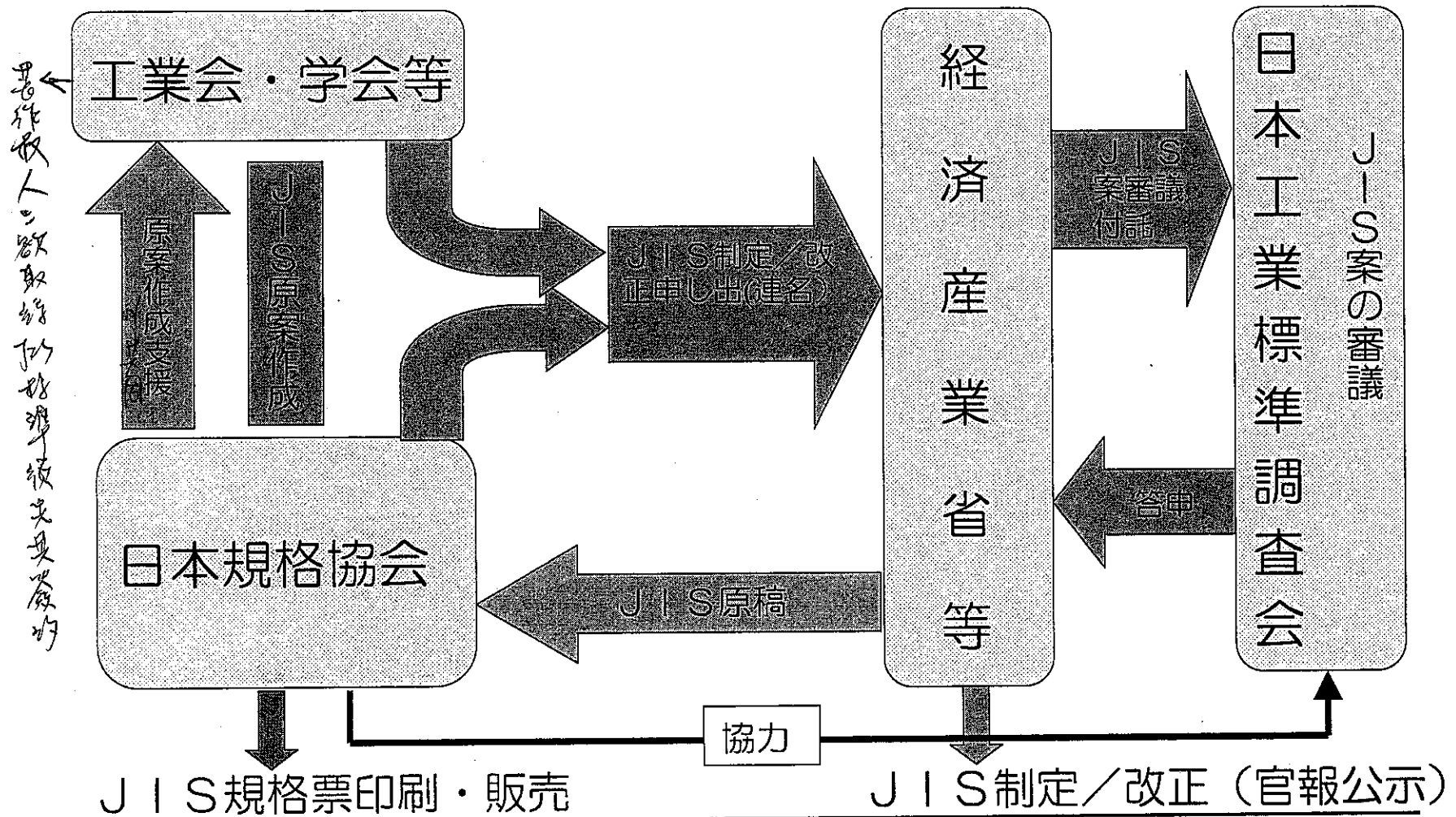


図3 日本の標準化事業におけるJISAの位置付けと役割



(財) 日本規格協会の使命

寄付行為

目的

本財団は、工業標準化及び規格統一に関する普及並びに啓発等を図り、もって技術の向上、生産の能率化に貢献することを目的とする。

事業

(1) 工業標準化及び規格統一に関する普及並びに啓発

事業

✓ (2) 工業標準化及び規格統一に関する情報収集並びに提供

✓ (3) 工業標準化及び規格統一に関する検査、調査並びに研究開発

(4) 工業標準化及び規格統一に関する内外関係機関等との協力並びに交流

✓ (5) 規格の原案作成

(6) 規格票の印刷及び頒布

販売

(7) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

(財) 日本規格協会の事業

I. 標準化活動支援及び規格開発事業

→1. 規格開発・支援

わが国の産業活動や国民生活の健全な発展にとって重要な分野横断的課題について、自ら、又は関連産業界と協力し、標準化に関する調査研究、規格原案作成及び国際標準化活動に取り組むとともに、他の国内の関係機関における標準化活動の支援、標準化の普及並びに啓発を行い、民間における工業標準化活動の推進を図る活動を展開する。また、協会の有する専門的知識、機能及び能力の向上に努め、わが国の工業標準化制度の実施実務を担う中核的機関として、JISC等の活動に必要な支援を提供する活動を展開するため、以下の事業を実施。

- ① 標準化調査研究
- ② 国際規格原案等の作成
- ③ JIS原案の作成
- ④ JIS原案の調整
- ⑤ JISの見直し調査
- ⑥ 規格開発人材育成
- ⑦ 標準化の普及・啓発

(財) 日本規格協会の事業

2. 国際標準化支援

平成17年度に設立した国際標準化支援センターにおいては、わが国の国際標準化活動の基盤強化に資するため、国際標準化関連情報の収集と専門的情報の提供サービスを行うことをミッションとして、その活動の充実化に努め、平成19年6月にJISCの「国際標準化アクションプラン」により示された国際標準化支援センターへの期待に応えるべく、以下の事業を実施。

- ① 国際規格開発支援
- ② 国際幹事国業務支援
- ③ 国際標準化人材育成
- ④ ISO/IEC上層対応
- ⑤ 標準化情報収集・提供
- ⑥ 多国間・二国間標準化協力

(財) 日本規格協会の事業

II. JIS認証制度支援事業

平成16年に改正された工業標準化法に基づき、平成17年度からスタートした新JISマーク制度において、当協会は認証業務を行わない中立的な立場としてJIS登録認証機関協議会の事務局を務めるとともに、広報活動等を積極的に行うことにより、本制度のさらなる発展と高い信頼性の確保に貢献する。

① JIS 認証制度の普及、PR
協会事務局にて

- ① 政府訂 JIS 認証指針、異支控付位指針作成等、^{登録} 製品 銷貨
- ② JIS mark 指針作成法令解説 - 亦存 JIS Q1001、1011、1012、1013
JIS (異通) (銀成)

(財) 日本規格協会の事業

Ⅲ. 普及事業

1. 出版

- ① JIS、JISハンドブックの発行
- ② 単行本の編集発行
- ③ 月刊誌の編集発行
- ④ JSAウェブストア
- ⑤ 国際・海外規格の普及
- ⑥ 物品等の頒布

2. 研修

- ① セミナーの実施（品質管理と標準化セミナー（QSS）を中核としつつ、JIS品質管理責任者セミナー、品質管理検定対応セミナー、品質管理及びマネジメント関連セミナー、品質工学関連セミナー など各種）
- ② 企業内研修の実施
- ③ 品質月間等の実施
- ④ 研究会・委員会の充実と研修手法の開発

(財) 日本規格協会の事業

IV. 審査登録事業 (試験委託費、会費収入)

- ① 品質マネジメントシステム審査登録
- ② 環境マネジメントシステム審査登録
- ③ 情報セキュリティマネジメントシステム審査登録

V. 評価登録事業

- ① マネジメントシステム審査員評価登録
- ② ICカード用RID登録

→ VI. 品質管理検定事業

6) 物品等の頒布
(2005年開始)
品質管理知識の客観的評価を行うため、品質管理検定(QC検定)制度を平成17年度に創設した。平成18年度からは年間2回の実施とし、平成19年度においては9月及び3月に試験を実施した。平成18年度には21,000名余りであった年間受験者数が、平成19年度は36,000名余りと順調に増加している。

今後も、より確実で信頼度の高い検定試験の実施に向け、普及・定着を図る。

JISマーク表示制度の意義と目的

- 工業標準化法第19条及び第20条に基づく日本工業規格(JIS)への適合性評価制度。
- 鋳工業製品の品質をJISで具体的に規定。
- 製品がそのJISに合っていることを第三者が評価し、その証明として、JISに適合する製品には、JIS該当品であることを示す「特別な表示(JISマーク)」を付けることができる。
- 取引に際しては、マークの有無を確認する。

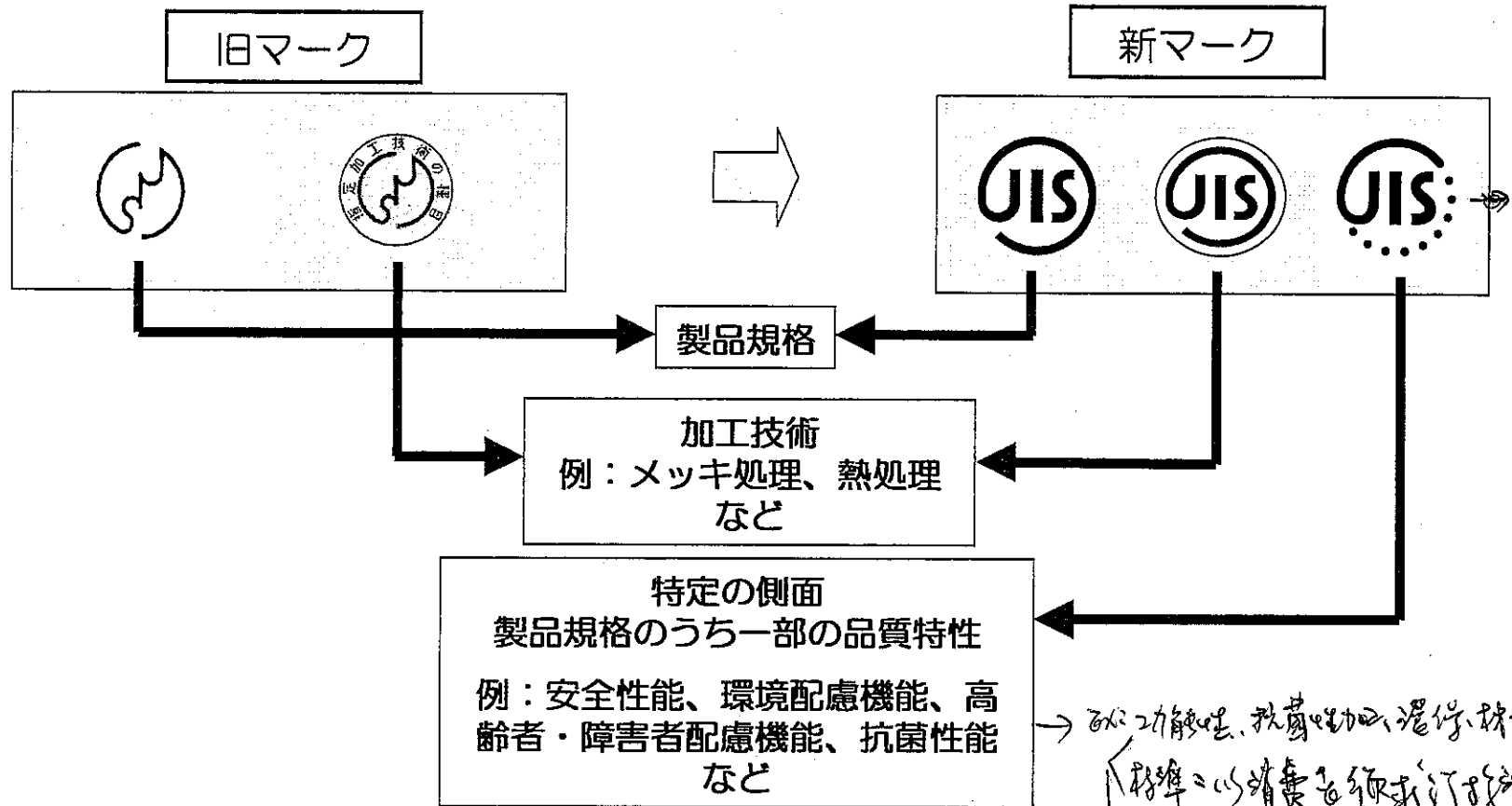
可_レ靠_ク性

JISマーク表示制度の意義と目的

- 使用・消費者が安心して製品を購入できる。取引の単純公正化。
- 標準化の便益の啓蒙とJISの普及の役割。
- 社内標準化と品質管理導入の推進力。
- 中小企業の体質改善。

なお、JISマーク表示制度は任意制度である。

JISマーク



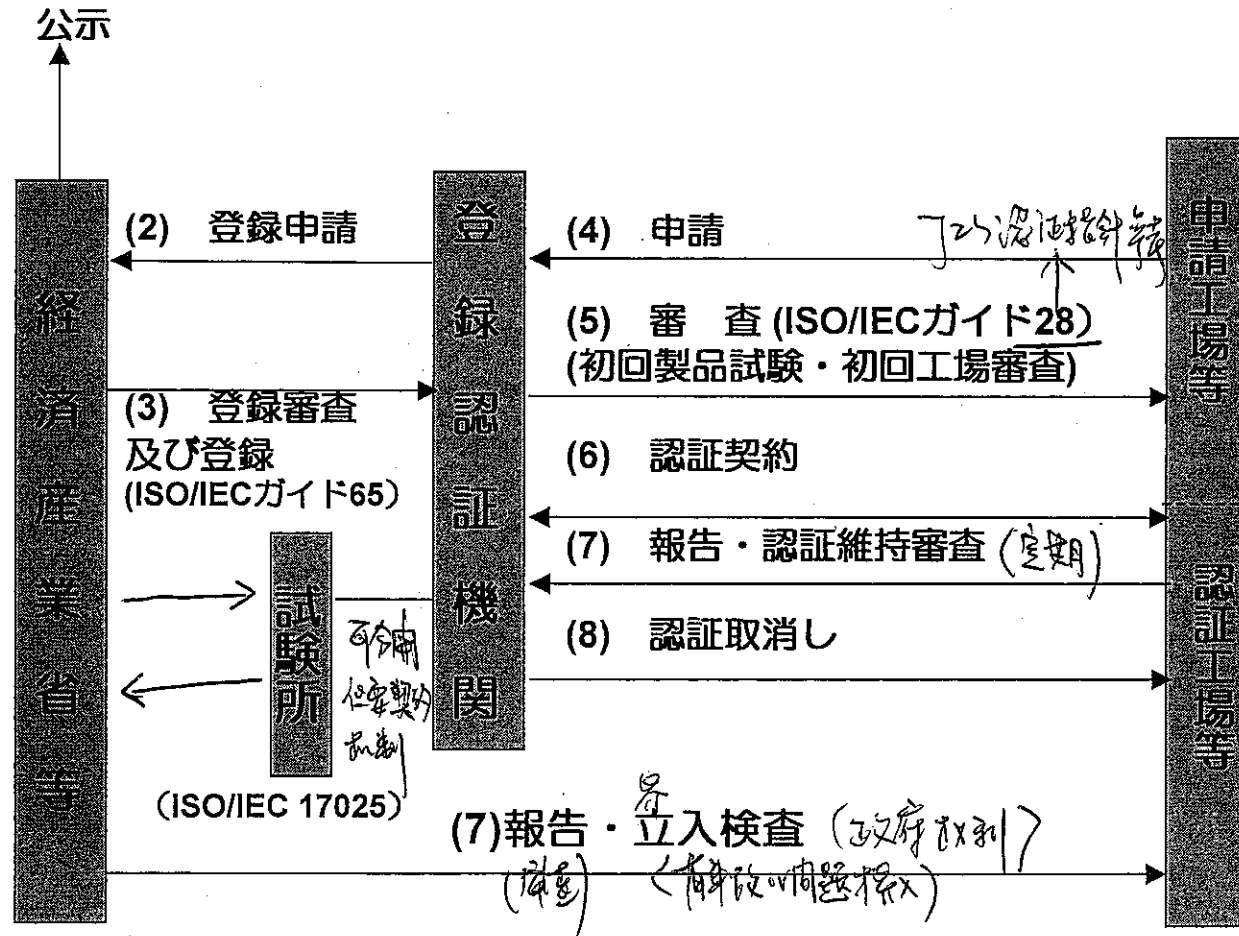
→ 耐食性、抗菌性、溶接材料等 (省コスト)
 (標準=消費を抑制する標準)
 選択=種別別式

了以尚無，由~~名~~各主要部品規格，

每部例，有困難，可能將功能性打子圖

図3 JISマーク表示制度の概要

(1) JISの制定・改正



- ISO/IEC ガイド65 (JIS Q 0065) : 製品認証機関に対する一般要求事項
- ISO/IEC ガイド28:適合性評価—製品に関する第三者認証システムのガイド
- ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) : 試験所及び校正機関に対する一般要求事項

JIS登録認証機関協議会 (JISCBA)

▶ 会員 (2008年7月31日現在) :

- | | | |
|--------|------------------------------------|---|
| 【正会員】 | 1. 財団法人 日本塗料検査協会 | http://www007.upp.so-net.ne.jp/jpia/ |
| | 2. 財団法人 建材試験センター | http://www.jtccm.or.jp/ |
| | 3. 財団法人 日本建築総合試験所 | http://www.gbrc.or.jp/ |
| | 4. 財団法人 日本品質保証機構 | http://www.jqa.jp/ |
| | 5. 社団法人 日本水道協会 | http://www.iwwa.or.jp/kensa/ |
| | 6. 社団法人 日本舶用品検定協会 | http://www.hakuyohin.or.jp/ |
| | 7. 社団法人 日本下水道協会 | http://www.jswa.jp/ |
| | 8. 日本検査キューエイ 株式会社 | http://www.jicqa.co.jp/jistop.html |
| | 9. 財団法人 日本ガス機器検査協会 | http://www.jia-page.or.jp/jia/top.htm |
| | 10. 財団法人 電気安全環境研究所 | http://www.jet.or.jp/ |
| | 11. 財団法人 日本繊維製品品質技術センター | http://www.qtec.or.jp/ |
| | 12. 財団法人 日本燃焼機器検査協会 | http://www.jhia.or.jp/ |
| | 13. 社団法人 電線総合技術センター | http://www.jectec.or.jp/ |
| | 14. 財団法人 日本エルピーガス機器検査協会 | http://www.lia.or.jp/ |
| | 15. 株式会社 マネジメントシステム評価センター | http://www.msac.co.jp/ |
| — | 16. 韓国標準協会 | http://www.ksa.or.kr/ |
| | 17. 財団法人 日本文化用品安全試験所 | http://www.mgsi.or.jp/ |
| | 18. ビューローベリタスジャパン 株式会社 | http://certification.bureauveritas.jp/ |
| | 19. 財団法人 ベターリビング | http://www.cbl.or.jp/ |
| — | 20. 財団法人 韓国化学試験研究院 | http://www.kotric.or.kr/ |
| | 21. 財団法人 化学物質評価研究機構 | http://www.cerij.or.jp |
| | 22. ムーディーインターナショナルサーティフィケーション 株式会社 | http://www.moodygroup.co.jp/ |
| | 23. 財団法人 日本車両検査協会 | http://ivia.or.jp/ |
| | 24. 財団法人 全国タイル検査・技術協会 | http://www.tileken.or.jp/ |
| 【特別会員】 | 1. 財団法人 日本規格協会 | http://www.jisa.or.jp/ |

— 25 add 海外

257

品質管理体制の審査基準

品質管理体制の基準 (A)

1. 製造設備
2. 検査設備
3. 検査方法
4. 品質管理方法 (JIS Q 9001)
 - (イ) 社内規格の整備
 - (ロ) 製品の管理
 - (ハ) 原材料の管理
 - (ニ) 工程の管理
 - (ホ) 設備の管理
 - (ヘ) 外注管理
 - (ト) 苦情処理
 - (チ) 記録の整備及び活用
5. その他品質保持に必要な技術的
生産条件
 - (イ) 社内標準化及び品質管理
の組織的な推進
 - (ロ) 品質管理責任者

品質管理体制の基準 (B)

1. JIS Q 9001による品質
管理体制
2. 製造設備
3. 検査設備
4. 検査方法
5. 社内規格の整備及び製品の管
理
6. 品質管理責任者

工業標準化法による試験所認定制度 JASC

(JNLA制度) JASO、生活大臣官庁之試験室、先端科学JAF認定試験室即可。

- ▶ 工業標準化法による試験所認定制度。平成9年法律改正時に整備、平成16年改正（登録試験事業者という。）
- ▶ JNLA（Japan National Laboratory Accreditation）と言う。
- ▶ 当初は、JISマーク表示制度対象以外のJISについてのみ、対象であったが、法改正に伴い、すべての製品規格JIS及び試験方法JISが対象となった。
- ▶ また、新JISマーク表示認証における製品試験を実施する機関としての位置付けが加わり活用範囲が拡大した。